

## ヘルパーステーションあすかビレッジ運営規程

### (障がい福祉サービス)

#### (事業の目的)

第1条 医療法人 医仁会が開設するヘルパーステーションあすかビレッジ（以下「事業所」という。）が行う障害者自立支援法に規定する居宅介護、重度訪問介護、同行援護（以下「居宅介護等」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が支給決定を受けた利用者及び障害児に対し、適正な居宅介護等を提供することを目的とする。

#### (運営の方針)

- 第2条 事業所の従業者は、利用者及び障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう、その利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、行動する際に生ずる危険を回避するために必要な援護並びに外出時における移動の介護その他生活全般にわたる援助を行うものとする。
- 2 事業所の従業者は、利用者及び障害児の意思及び人格を尊重し、常に利用者及び障害児の立場に立ってサービスの提供を行う。
- 3 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の障害福祉サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

#### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ヘルパーステーションあすかビレッジ
- (2) 所在地 愛知県丹羽郡大口町新宮1丁目10番地

#### (従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人（常勤兼務職員）  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者 1人以上  
サービス提供責任者は、事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービス内容の管理及び居宅介護計画の作成等を行う。
- (3) 訪問介護員等 2.5以上（常勤換算）  
従業者は、指定居宅介護等の提供に当たる。

#### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日  
月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12月29日から1月3日まで）及びお盆（8月13日から8月15日まで）を除く。
- (2) 営業時間  
午前8時から午後5時までとする。  
サービス提供時間は、（午前7時から午後8時まで）（365日24時間）とする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(通常の事業の実施地域)

第6条 通常の事業の実施地域は、大口町、扶桑町、小牧市、江南市、犬山市の区域とする。

(居宅介護等の内容及び主たる対象者)

第7条 居宅介護等の内容は、次のとおりとする。

(1) 居宅介護

① 身体介護

② 家事援助

(2) 重度訪問介護

(3) 同行援護

2 事業所において居宅介護等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 居宅介護 ①身体障害者 ②知的障害者 ③障害児 ④精神障害者

(2) 重度訪問介護 ①身体障害者 ②知的障害者 ③精神障害者

(3) 同行援護 ①身体障害者 ②障害児

(利用者から受領する費用の額)

第8条 指定障害福祉サービスを提供した場合の利用料の額は、告示上の額とし、当該指定障害福祉サービスが法定代理受領サービスであるときは、市町村が定める月額負担上限額の範囲内において利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 第6条の通常の事業の実施地域を越えて行う居宅介護等に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

事業所の実施地域を超える地点から、片道1キロメートルあたり50円を徴収する。

(緊急時等における対応方法)

第9条 従業者は、居宅介護等の提供を行っているときに、利用者及び障害児に病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者へ報告しなければならない。

(衛星管理等)

第10条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。

2 事業者は、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。

(事故発生時の対応)

第10条 事業所は、利用者及び障害児に対する居宅介護等の提供により、事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者及び障害児の家族、該当利用者及び障害児に係る担当の相談支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

(苦情処理等)

第11条 事業者は、提供した居宅介護等に係る利用者及び障害児又はその家族から苦情等に迅速かつ適切に対応するために、苦情等を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 事業者は、前項の苦情等を受け付けた場合には、当該苦情等の内容について記録するものとする。

(虐待防止のための措置)

第 12 条 事業者は、利用者及び障害児の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施（年 1 回以上）
- ② 利用者及び障害児又はその家族からの苦情処理体制の整備
- ③ その他虐待防止のために必要な措置（委員会の開催、指針整備等）

(身体拘束等の適正化)

第 13 条 事業所は身体拘束等を行う場合は、以下を記録する。

- ① 身体拘束等の様態・時間・利用者の心身の状況
- ② 身体拘束を行わざるを得ない緊急やむを得ない理由
- ③ その他必要な事項

- 2 事業所は身体拘束等の適正化のための対策を虐待防止委員会で検討し、その結果を授業員に周知する。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化のための指針を整備し、従業者向けの研修を定期的を実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第 13 条 事業所は、利用者及び障害児に対して適切な居宅介護等を提供するため、従業者の勤務体制を整備するとともに、従業者の資質の向上を図るため、研修（前条に規定する利用者及び障害児の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。）の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後 3 か月以内
- (2) 継続研修 年 2 回

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者及び障害児または、その家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及び障害児またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人医仁会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附 則

この規定は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。